

# 九州北部 大雨災害

# 国は被災住民の生活、経営支援に全力あげよ 日本共産党対策本部が政府に申入れ



申入れを手渡す田村衆院議員と、真島前衆院議員  
11月3日、衆院第二議員会館

## 九州北部大雨災害に係る申し入れ

防災担当大臣 武田良太 様

2019年9月13日

日本共産党九州北部大雨災害

対策本部長 小池晃

8月の前線に伴う大雨災害は、九州北部を中心に甚大な被害をもたらした。佐賀県では住宅被害が4000件を超え、今なお130名超の被災者が避難を強いられており、とりわけ大町町では、工場からの油流出により宅地や農地が大きな被害を受けている。佐賀県や被災自治体は、生活再建支援や災害復旧事業への特別の財政支援等を求めている。

日本共産党は、被災後ただちに被災地での調査をすすめ、被災状況と被災者の切実な声の把握に努め、被災者支援に全力をあげてきた。被災地の実情をふまえ、以下の事項を強く求める。

1. 激甚災害の指定を急ぐとともに、指定範囲を拡大すること。また、復旧事業の実施において

日本共産党国会議員団の「九州北部大雨災害対策本部」は9月13日、九州北部の大雨災害の被害救済策について、内閣府や農林水産省などに聞き取り調査と要請を行い、武田良太防災担当大臣あての申入れ書を提出しました。事務局長の田村貴昭衆院議員、真島省三前衆院議員らが出席しました。



大雨で冠水した鉄工所から油が流出した佐賀県大町町について内閣府は、油が流入した住宅は「おおむね全壊か大規模半壊になる」と説明。障害物の撤去

など災害救助法の弾力的運用が可能だとしました。

油が流入した住宅について環境省は、全壊と判断されれば公費による解体撤去が可能だとの考えを示しました。田村氏は半壊も公費による解体撤去ができるよう求めました。小売店などの中小企業の被害救済策についても補助の拡大を要求。中小企業庁の担当者、今年度から始まった自治体連携型持続化補助金の活用ができる」と説明。自治体の裁量で制度設計ができ、国が都道府県負担の2分の1を補助する制度です。

要請ではほかに、農地・農業施設の復旧事業への補助率の拡大、激甚災害の早急な指定、農水産物や観光への風評被害対策などについて求めました。（しんぶん赤旗 2019年9月14日より）

は、再度災害の防止を基本として改良復旧を積極的におこなうこと。

2. 災害救助法に基づく障害物の除去や被災家屋の応急修理、応急仮設住宅への入居などについては、家屋の被害によって救助の対象を狭めることなく、現に救助を必要としている被災者全員を対象にするなど全面的な活用を図ること。特に油流出による住宅被害については、実情に即して柔軟に対応すること。

3. 今回の大雨による被害は、全国で10県に及んでいる。被災者生活再建支援制度については、前線に伴う一連の大雨災害の被災地すべてを対象とするとともに、支援対象の半壊等への拡大、支援金の拡充などの見直しを早急におこなうこと。また、佐賀の住宅の被害認定にあたっては、油と水による住家被害、長期間にわたる浸水という特殊な事情を踏まえ、住宅としての機能の被害程度を反映した認定とすること。

4. 住むことができないと判断された住家については、半壊家屋であっても公費による解体撤去をおこなうこと。

5. 農地・農業施設については、査定前着工の積極的な活用を徹底すること。農地災害復旧事業については、災害復旧の必要な農地が取りこぼされることのないよう万全を期すこと。また、被災農業者向け経営体育成支援事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）を発動するなど農地・農業施設等の復旧に伴う被災農家の負担を大幅に軽減すること。

6. 被災した商工業者が確実に事業再開できるよう、中小企業等グループ補助金などの直接支援をおこなうこと。

7. 大雨災害と油流出に係る農水産物や観光への風評被害対策に取り組むこと。

以上